

○羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成要綱

昭和56年6月25日

告示第58号

改正 平成3年3月28日告示第11号

平成22年2月17日告示第4号

平成27年12月28日告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は重度身体障がい者が生活のため、自己所有する自動車の運行に伴うガソリン費用（以下「ガソリン費」という。）の一部を助成することにより重度身体障がい者の経済的負担の軽減と生活の利便を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成を受けることのできるものは、市内に住所を有し、かつ、**住民税非課税者**で、次の各号に該当しているものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者で障がいの程度が1級又は2級のもの及び下肢又は体幹機能障がいを有するもの
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく運転免許証を所持し、自己所有の自動車を自ら運転している者
- (3) 羽生市重度心身障がい者福祉タクシー利用料金助成要綱（昭和56年告示第57号）に規定する利用券の交付を受けていない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、使用したガソリン1リットルにつき50円とし1ヶ月の助成対象量は20リットルを限度とする。

(認定の申請)

第4条 助成金を受けようとするものは、羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成資格認定申請書（様式第1号）により市長に申請し資格の認定を受けなければならない。

(認定通知)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときはその内容を審査し、申請に係る者が第2条に規定する障がい者に該当すると認定したときは、羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成認定書(様式3号)を交付し、認定しなかった者には、羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成却下通知書(様式4号)により通知するものとする。

(資格の発生)

第6条 受給資格は、前条の認定を申請した日の属する月から発生する。

(助成金の請求)

第7条 助成金の請求は毎月10日までに前月分のガソリン使用について羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成請求書(様式第2号)に領収書を添付して市長に請求するものとする。

(助成金の支払)

第8条 市長は、前条の請求があったときは、内容を審査し速やかに助成金を支払うものとする。

(資格の消滅)

第9条 受給資格は次の各号のいずれかに該当した日の属する月をもって消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条に定める事項に該当しなくなったとき。

(助成金の返還)

第10条 偽りその他不正の手段により助成を受けたものがあるときは、市長は当該助成金をそのものから返還させることができる。

(届出の義務)

第11条 受給者は次の各号のいずれかに該当するときは、羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成変更届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(1) 住所を変更したとき。

- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 使用自動車を変更したとき。

(台帳の整備)

第12条 市長は羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成金支給台帳(様式第6号)を備え支給状況を常に明確にしておくものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(平成3年3月28日告示第11号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月17日告示第4号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、第2条の改正規定(「有し」の次に「、かつ、住民税非課税者で、」を加える部分に限る。)は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日告示第54号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成資格認定申請書

年 月 日

羽生市長

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号
受給者との続柄

羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

対象者	氏名	個人番号： 〒		
	住所			
	電話番号		FAX番号	
	障がい内容			
添付書類	・身体障害者手帳写し又は療育手帳写し ・助成金振込先口座の通帳写し ・利用車両の自動車検査証写し ・運転者の自動車免許証写し			

様式第2号（第7条関係）

羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成請求書

年 月 日

羽生市長

受給者 住所

氏名

㊦

羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

年度

	上期（4～9月）請求		下期（10～3月）請求	
4月分	1	円	1	円
5月分	1	円	1	円
6月分	1	円	1	円
7月分	1	円	1	円
8月分	1	円	1	円
9月分	1	円	1	円
10月分			1	円
11月分			1	円
12月分			1	円
1月分			1	円
2月分			1	円
3月分			1	円
計	1	円	1	円

様式3号（第5条関係）

羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成認定書

年 月 日

羽生市長 印

年 月 日付けで申請がありました羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成つきまはしては、下記のとおり登録しましたので通知いたします。

記

氏 名		住所	
運 転 者 氏 名		住所	
車 両 登 録 番 号			
補 助 の 上 限	月 2 0 1 (1 1 = 5 0 円)		

※注意事項

- 1 この認定書は、本人以外は利用できません。
- 2 要綱第11条に該当したときは、羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成変更届（様式5号）を届け出をお願いします。
 - ①住所を変更したとき
 - ②氏名を変更したとき
 - ③使用自動車を変更したとき

様式4号(第5条関係)

羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成却下通知書

年 月 日

羽生市長 印

年 月 日付けで申請がありました羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成につきましては、下記のとおり該当しないので通知いたします。

記

氏名		住所	
却下理由			

様式5号(第11条関係)

年 月 日

羽生市長

申請者 住所
氏名
受給者との続柄

㊟

羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成変更届

下記の事項に変更は生じたので、羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成要綱第11条の規定に基づき届け出します。

記

受 給 者	氏 名	個人番号：	生年月日	
	住 所			
変 更 事 項	変更前		変更後	
氏 名	個人番号：		個人番号：	
住 所				
車両登録番号				
運 転 者				
車両所有者				
そ の 他				

消 滅 事 項	<input type="checkbox"/> 本市の住民でなくなった	<input type="checkbox"/> 辞退
	<input type="checkbox"/> 自動車を所有しなくなった	<input type="checkbox"/> 死亡
	<input type="checkbox"/> 運転をしなくなった	<input type="checkbox"/> タクシー券に切替
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第12条関係）